

# 東京海洋大学 品川キャンパス学生自治会 海鷹祭実行委員会規約

平成 30 年 12 月 7 日 施行

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、海鷹祭実行委員会と称する。

(事務所)

第 2 条 この会は、主たる事務所を東京都港区港南 4-5-7 東京海洋大学品川キャンパス課外活動施設 1F 海鷹祭実行委員会室に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この会は、海鷹祭を企画運営し、もって東京海洋大学品川キャンパスに属する学生相互の文化的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 海鷹祭の企画立案
- (2) 海鷹祭の管理運営
- (3) その他この会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

(会員の資格)

第 5 条 この会の会員は、次の資格をすべて満たす者とする。

- (1) 東京海洋大学品川キャンパス学生自治会に所属する学生であり、かつ学部 1 年次から 3 年次に在籍している者
- (2) 第 32 条に定める飲酒に関する条項を遵守できる者

(入会)

第 6 条 この会に入会しようとする者は、総会が別に定める手続に従って委員長に申し込むものとする。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、この会の活動に必要な費用に充てるため、総会が別に定める会費を納めなけれ

ばならない。

(退会)

第 8 条 会員は、総会が別に定める手続に従って、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によってその会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、総会において総会員の 3 分の 2 以上の多数による決議を経なければならない。

3 前二項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の一週間前までに理由を付して通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前二条のほか、会員は次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき
- (2) 会費を 6 ヶ月以上滞納したとき
- (3) 死亡したとき

## 第 4 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び監査人の選任又は解任
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算書の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 会員の除名
- (6) その他総会で決議すべき重要な事項

(開催及び招集)

第 13 条 総会は、定例会として、週に 1 回、委員長が招集するほか、必要がある場合に招集する。

2 臨時総会は次の各号の場合に招集する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
  - (2) 監査人が必要と認めたとき
  - (3) 委員の5分の1以上のものが、総会の目的とする事項を示して請求したとき
- 3 総会を招集するときは、総会の目的である事項及び場所を前日までに会員に通知する。

(議長)

第14条 総会の議長は、委員長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない会員は、総会の開始する直前までに、委員長に対して議決事項に対する賛否を通知することをもって表決に参加することができる。

(決議)

第16条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員総数の半数以上であって、会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員及び監査人の解任
- (3) 規約の変更
- (4) その他この規約で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

## 第5章 役員及び監査人

(役員及び監査人の設置)

第18条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

- 2 この会に監査人を置く。

(役員及び監査人の選任並びに解任)

第19条 役員及び監査人は、総会が別に定めるところにより、総会の決議によって選任する。

- 2 役員及び監査人は、総会の決議によって解任することができる。

(役員及び監査人の職務並びに権限)

第20条 委員長は、この規約で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副委員長は、この規約で定めるところにより、委員長を補佐し、委員長の欠けたるときはその職務を代行する。
- 3 監査人は、この会の業務の執行及び財産の状況を監査し、監査報告を作成する。
- 4 監査人は、いつでも、役員及び会員に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員及び監査人の任期)

第 21 条 役員及び監査人の任期は、原則として 1 年とし、その事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員及び監査人の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 22 条 この会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この会の事業計画及びこれに伴う予算については、毎事業年度の開始前までに、委員長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から、総会で当該年度の予算が承認されるまでの予算は、総会の議決により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、総会の承認を得る。
- 3 予算外の支出を伴う重要な事業計画の変更又は追加を行う場合は、あらかじめ総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 24 条 この会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、委員長が次の書類を作成し、監査人の監査を受けた上で、総会の承認を経て、学生大会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

## 第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

2 この規約を変更した場合は、品川キャンパス自治委員会に報告しなければならない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第26条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会で別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第27条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 議事録
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び財務諸表等
- (8) 監査報告書

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、第28条第2項の規定による。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第28条 この会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、総会で別に定める。

(個人情報の保護)

第29条 この会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関して必要な事項は、総会で別に定める。

## 第10章 補則

(法令等の準拠)

第31条 この会は、法令その他の社会規範を遵守し、この規約に定めのない事項は全て一般法その他の法令に従う。

2 この会の運用に関する必要な事項は、この規約に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

(禁止事項)

第 32 条 会員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 委員のみが複数名集まり、本委員会を名乗って飲酒することを禁止する。
- (2) 本委員会を想起させるような集会において飲酒することを禁止する。
- (3) 本委員会室での飲酒を禁止する。
- (4) 酒気を帯びた状態での入室を禁止する。

附 則

- 1 この規約は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 第 22 条の規定にかかわらず、第 60 回海鷹祭実行委員会の事業年度は、平成 30 年 12 月 1 日に始まるものとする。